

# 第3次多気町都市計画マスタープラン

---

## 概要版（案）

令和8年2月時点

多気町

# 1 はじめに

## 多気町都市計画マスタープランとは

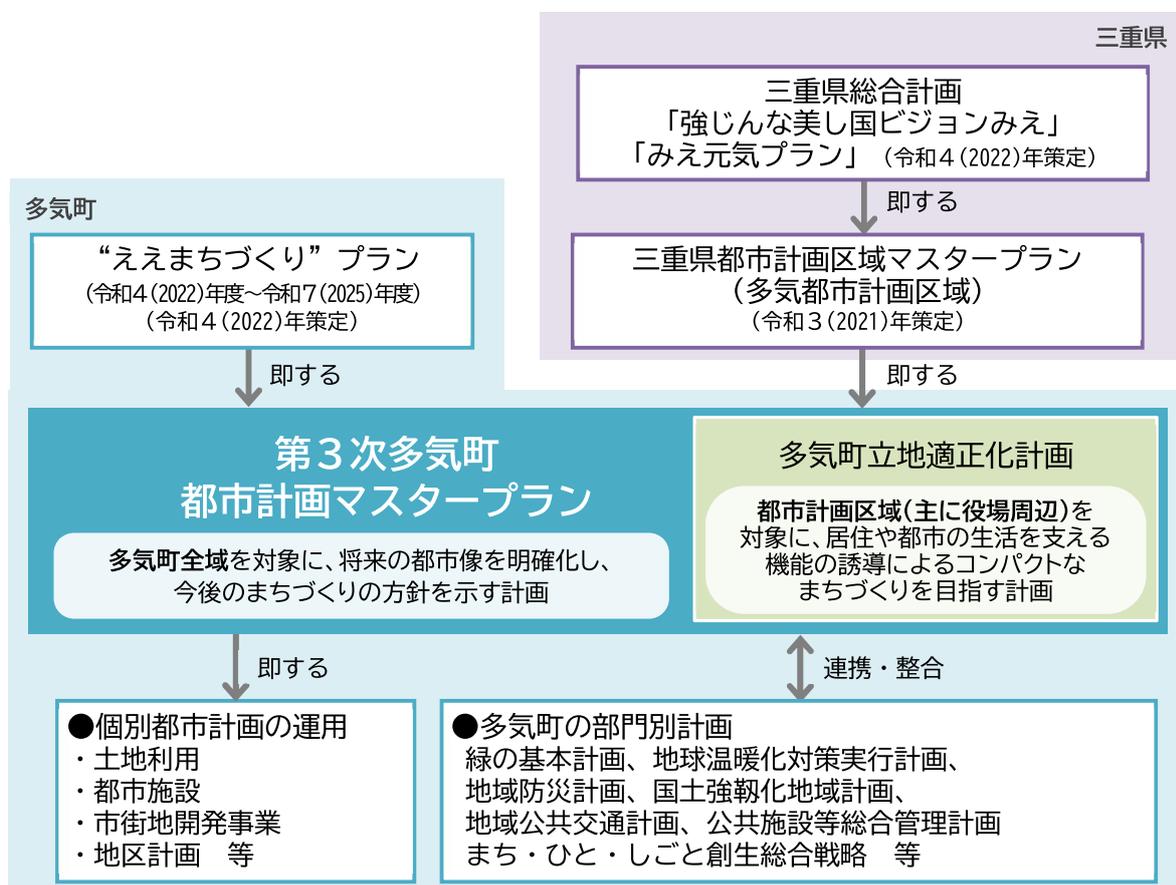
都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に示されている「**市町村の都市計画に関する基本的な方針**」のことです。市町村が主体となって策定し、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした計画です。

多気町では、平成18(2006)年1月1日に多気町と勢和村が合併して現在の多気町が誕生し、同年9月15日に都市計画区域へ編入したことを契機として、計画的な都市づくりを進めるために多気町都市計画マスタープランを策定、平成29年に第2次多気町都市計画マスタープランを策定しています。

第2次計画の策定から約8年が経過する中で、人口減少や少子高齢化の進行、都市インフラの老朽化とそれに伴う維持管理費の増大、自然災害の頻発・激甚化など、まちを取り巻く課題が顕在化しています。そのため、第2次計画を改定し、第3次多気町都市計画マスタープラン(以下、「本計画」)を策定します。

## 計画の位置づけ

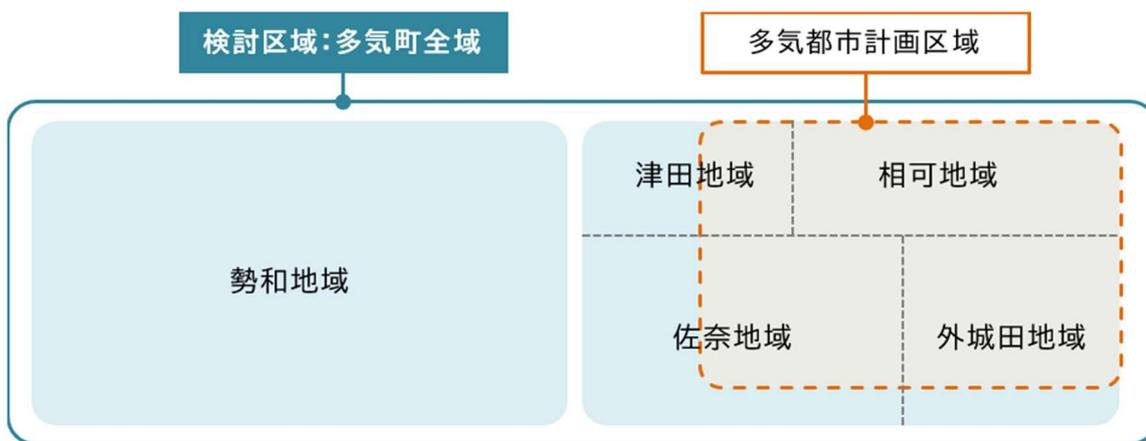
本計画は、「“ええまちづくり”プラン(基本構想)」のテーマ・理念を継承するとともに、その他上位計画に即しつつ、関係する個別計画と連携・整合をとり、定めます。



## 計画の対象区域

都市計画マスタープランは都市計画の基本的な方針であることから、都市計画区域を対象に策定するものですが、多気町においては、町の総合的なまちづくりの方針を定める計画であるため、都市計画区域外も含めた行政区域全体を対象に検討を行うものとなります。

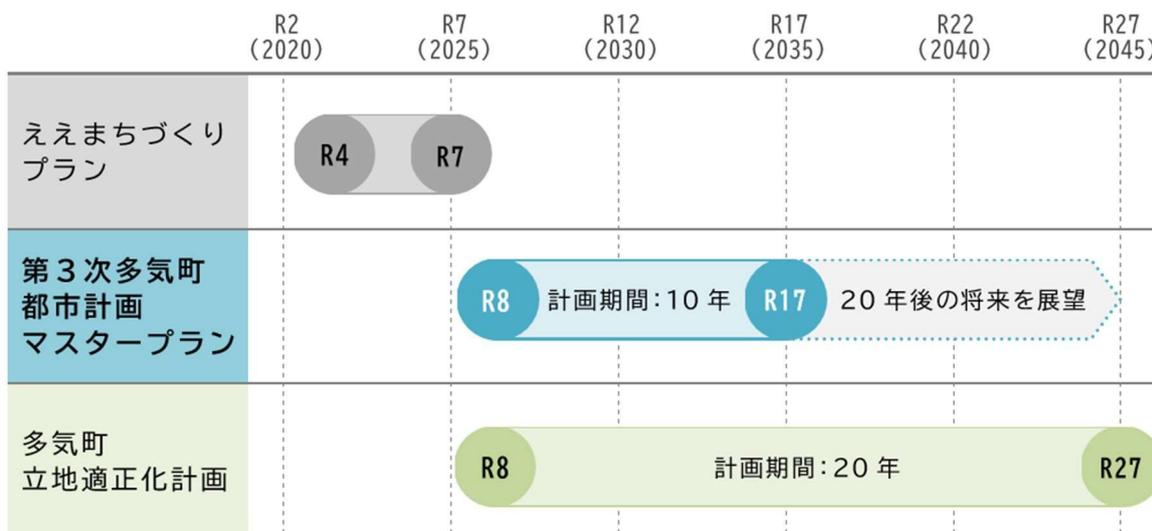
なお、地域別構想の検討対象エリアは5つの小学校区とし、相可地域、佐奈地域、津田地域、外城田地域、勢和地域で構成します



## 計画期間、計画の目標年次

本計画は、人口減少や少子高齢化などを踏まえた長期的なまちの姿を展望した上で、目指すべきまちづくりの目標とその実現に向け道路・公園などの都市施設を整備し、また、土地利用など時間をかけて緩やかに誘導していくため、20年後の将来を展望した上で、10年後の令和17(2035)年を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や上位・関連計画との適合・整合を図るため、5年後の令和12(2030)年を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。



## 2 多気町の現況・課題

### 都市づくりに関する新たな視点・潮流

近年、我が国が進めている下記のまちづくり政策の流れを踏まえ、計画を策定します。

- コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- 災害の頻発化・激甚化に対応した国土の強靱化
- カーボンニュートラルの実現
- デジタル社会の進展
- 民間活力の活用

### 多気町の現況と今後の方向性

各種データを用いて多気町の現況を分析し、今後のまちづくりの方向性を整理します。

- 将来的に人口減少や高齢化がより進行してくることを見据えて、子育て世代や高齢者などの多様な世代が住みやすい住環境を形成し、「住み続けたい」「住んでみたい」と思われ、選ばれるまちにしていく
- すでに都市的土地利用となっているエリアや用途地域を中心に、まちの拠点となる市街地の整備を進めるとともに、徐々に増加している空き家の利活用を推進する
- 豊かな自然環境を将来に継承するため、自然と調和した市街地・集落地を形成する
- 多気町の特性を生かしつつバランスのとれた産業構造を形成し、安定して働ける場を創出する
- 公共交通のサービス水準を維持しつつ、町民のニーズに対応したサービスを提供する
- 未整備区間の道路整備を促進し、人やモノの円滑な移動と交流を促す軸を形成する
- 徒歩及び公共交通により移動しやすい環境の維持・充実させる
- 豊かな自然環境、貴重な動植物の生態系、農業環境を保全し、人と自然が共生できる環境に配慮した地域づくりを行うとともに、環境への負荷を低減し、地球環境にやさしいまちづくりを推進していく
- 多気町の災害危険性を踏まえ、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策を実施する
- 既存の公共施設などは、適正な維持管理と更新を行う

### 町民の意識

平成 28 (2016) 年と令和 6 (2024) 年に実施した町民アンケート調査の結果を比較し、町民の意識がどのように変化したのかを整理します。

- 多気町の住みやすさ：「住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」と回答した割合は 68.6% (平成 28 (2016) 年) → 71.6% (令和 6 (2024) 年) と**上昇**
- 定住意向：多気町に「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した割合は 75.8% (平成 28 (2016) 年) → 79.2% (令和 6 (2024) 年) と**上昇**
- 将来の町のイメージ：「生活環境に優れた住みやすい住宅地を中心としたまち」「山や川などの自然環境が豊かなまち」は 2 つの調査でどちらも回答率が高い一方で、「商工業が発展した活力あるまち」「農業が盛んなまち」は平成 28 年から令和 6 (2024) 年で回答率が低下
- まちづくりに関する取組で満足度が低く重要度が高い項目：公共交通機関の利便性、生活道路の整備状況、小中学校の通学路における交通安全性、高齢者等が安全に移動できる空間の整備状況、医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度、河川や排水路などの整備による治水対策。

## 第2次計画で位置づけた取組の実施状況

第2次計画で位置づけた取組の実施状況を整理します。

### ●実施中・継続中

- ・相可台団地や相可駅北～相可高校周辺における用途地域・地区計画による**住環境の維持・向上**
- ・空き家バンクの活用、空き家調査、特定空家等に対する措置などの**空き家対策**の実施
- ・クリスタルタウン周辺などにおける、用途地域による**商業・工業の機能維持・向上**
- ・ごかつら池ふるさと村、のびのびパーク天啓といった**観光施設・公園の整備・充実**
- ・広域交流拠点である商業リゾート「VISON」の開業
- ・県道勢和兄国松阪線などの**道路整備**、信号・標識や防犯灯設置などの**交通安全対策**、河川の**土砂浚渫**
- ・勢和地域の拠点施設である**勢和振興事務所・勢和公民館の整備**

### ●未実施

- ・多気駅周辺の住宅地整備や交通結節点としての整備
- ・幹線道路沿道への工業地の誘導
- ・医療施設の誘導

## まちづくりの課題の整理

### ①「住み続けたい」「住んでみたい」と思われ、選ばれるまちづくりの推進

課題1 人口減少下でもサービス水準を維持・充実する都市構造への転換

課題2 持続可能で効率的な交通ネットワークの形成

課題3 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進

### ②「多気町らしさ」を生かしたまちづくりの推進

課題4 「多気町らしさ」を活かした産業・観光の振興

課題5 恵まれた自然環境の保全・活用による地球環境にやさしいまちづくりの推進

### ③周辺市町と連携した持続可能なまちづくりの推進

課題6 広域連携による高齢化社会を見据えた生活サービス機能の確保

# 3 全体構想

## まちづくりの理念・目標

本計画におけるまちづくりのテーマ・理念・目標を以下の通り設定します。

### <まちづくりのテーマ>

つながる力 心れあう心 共につくる “ええまち” 多気町

### <まちづくりの理念>

- |            |              |            |
|------------|--------------|------------|
| ①住民とつくるまち  | ④すこやかに暮らせるまち | ⑦インフラの整うまち |
| ②環境にやさしいまち | ⑤心豊かな人を育むまち  |            |
| ③活力ある産業のまち | ⑥人々が集うまち     |            |

### <まちづくりの目標>

#### 目標 1 子育て世代などに選ばれる住環境が確保されたまち

- ・人口や世帯数の減少、少子高齢化の進行に対応したまちづくりの推進を図ります。
- ・生活サービス施設や公共交通の利便性の高い地域において、人口維持の牽引役となる子育て世代をはじめ、高齢者や若者など多様な世代が住みやすい住環境の確保とともに、民間活力を活かしつつ、医療・福祉・商業・教育などのサービス水準の維持・充実を図ります。

#### 目標 2 地域風土や資源を活かした産業・観光が元気なまち

- ・これまで培われた企業、大学、高校、地元、行政などの産学官の連携による産業・観光振興を推進します。
- ・既存の農業、製造業を中心とした産業に加え、健康、医療、美容などの複合的な工業機能の導入や観光振興を推進し、バランスのとれた産業構造を形成します。
- ・歴史・文化資源を活かした個性的で魅力的な地域づくりを進めます

#### 目標 3 日常生活のおでかけを支える交通環境が整ったまち

- ・車の運転に不安を抱える高齢者や車の運転ができない学生などの日常的な移動を支えるため、人口減少下においても持続的で利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。
- ・道路については、広域交通のアクセス機能の強化、多気地域と勢和地域の連絡性強化、安全で快適な生活道路空間整備などを目指し引き続き整備を進めます

#### 目標 4 豊かな自然環境を保全・活用し未来へ継承するまち

- ・豊かな自然環境、貴重な動植物の生態系、農業環境を保全し、人と自然が共生できる潤いのあるまちづくりを進めます。自然環境を保全した上で、多くの人々に親しまれ活用される空間を創出します。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、環境に配慮したまちづくりを進めます。

#### 目標 5 自然災害に強く安心して暮らせる防災・減災のまち

- ・本町は南海トラフ地震防災対策推進地域にあたるため、大地震への備えとして建物の耐震化の推進などへの対応を図ります。台風や集中豪雨など風水害への対応として、治水対策の推進により水害からの被害を最小限に抑え、住民が安全に安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ・地域における自助・共助の防災意識向上に向け、アプリなどを通じた防災情報の提供、ハザードマップの作成・周知、自主防災組織の育成・支援、避難所の資器材の充実などを推進します。

#### 目標 6 地域の絆を深め周辺市町と連携して未来を築くまち

- ・住民、事業者、行政の連携によるまちづくりを行います。
- ・「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」、「デジタル田園国家都市構想 三重広域連連携モデル」に基づき、医療・福祉などの生活サービス機能確保やデジタル技術活用について周辺市町と連携し、持続的な都市経営を目指します。



# 分野別の方針

## 1 土地利用の主な方針

### ■住宅地の方針

- 相可台団地及び相可駅周辺・相可駅北から相可高校までのエリアは、立地適正化計画における居住誘導の方針に基づき、生活道路の整備など、良好な住環境の維持・形成を図ります。
- 県道勢和兄国松阪線南側沿道において、新たに用途地域を定め、子育て世代などの定住促進に対応した、新たな住宅地の整備や店舗などの生活サービス施設の立地を促進します。
- 多気駅周辺地区は、県道松阪度会線の整備に応じて生活拠点として駅周辺の交通体系の改善を図るとともに、子育て世代の定住促進や高齢化に対応した住宅地整備を民間開発誘導により進めていきます。
- 田園・山間集落地においては、「空き家バンク」の取組等を推進し、空き家の活用及び移住・定住促進を図るとともに、生活道路の拡幅など、住環境の維持を図ります。

### ■商業地・都市機能誘導の方針

- 商業地は、クリスタルタウンの商業ゾーンに配置し、今後も商業機能の維持・向上を促進します。
- 役場及び統合小学校周辺の都市拠点においては、立地適正化計画における都市機能誘導の方針に基づき、民間活力を活かしつつ、医療、福祉、商業、行政、教育、文化といった多様な都市機能を維持・誘導し、生活利便性及び都市活力の向上に向けた市街地の形成を図ります。
- 勢和振興事務所周辺の生活拠点においては、行政、教育、文化などの機能の維持を図るとともに、医療、福祉、商業等の生活サービス機能の充実を図ります。

### ■工業地の方針

- 工業地は、多気工業団地、クリスタルタウンの工業ゾーン、国道42号沿道及び県道松阪多気線沿道、国道42号東側に配置し、周辺環境との調和を図りつつ、企業立地を維持・促進します。
- 用途地域と土地利用現況に乖離が見られる国道42号東側について、新たな就業の場の創出に向けて民間開発の誘導や企業連携を推進するため、商業地の一部を工業地に見直します。
- 工場立地法における緑地等面積率の低減により、企業立地の条件の緩和を図ることで、一層の企業誘致の推進及び産業の活性化を図ります。



▲相可台団地



▲空き家バンクのホームページ



▲県道勢和兄国松阪線沿道に立地が進む店舗



▲勢和振興事務所・勢和公民館



▲クリスタルタウン工業ゾーンへの企業立地(三重県ホームページ)

## 2 道路・公共交通の主な方針

### ■道路整備の方針

- ・国道42号、国道368号、県道松阪度会線、県道勢和兄国松阪線、主要地方道伊勢多気線、県道佐原勢和松阪線など、町内外をネットワークする道路網の充実を図ります。
- ・統合小学校周辺の拠点整備に伴い、周辺の歩道整備、交差点改良を進めます。また、統合小学校、統合保育園周辺に、多目的に利用できる広場などの環境整備を図ります。
- ・都市拠点・生活拠点内の道路や、駅から拠点を結ぶ主要道路については、誰もが安全に徒歩や自転車で移動できるよう、安全・安心な道路整備を進めます。
- ・「自転車活用推進計画」を松阪市、大台町と連携して策定し、自転車の安全な通行空間形成、魅力的なサイクリング環境による観光振興、自転車利用促進による健康づくり活動などを推進します。



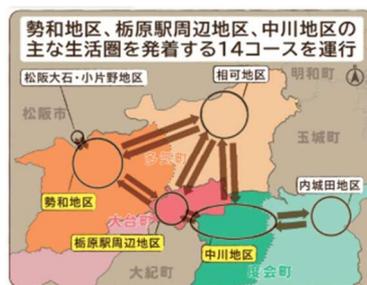
▲県道勢和兄国松阪線の拡幅



▲多気町乗り物マップ

### ■公共交通の方針

- ・三重交通による路線バス、多気町町営バスは、都市拠点・生活拠点や主要な施設などを連絡するなど、充実を図ります。
- ・エリアタクシー（でん多）は、町内各地域の自家用車を利用できない方にとって必要な移動手段として、運行の充実やより利用しやすいサービスの向上を図ります。
- ・未来の移動手段として考えられる自動運転バスや共助移動などのサービス導入に向けて、民間事業者と連携による実証実験などを通じて住民の抵抗感を減らすための取組を行います。



▲ライドシェア実証実験

## 3 自然環境・景観の主な方針

### ■公園・緑地の整備方針

- ・のびのびパーク天啓は、周辺の公共公益施設と連携し、一層の魅力向上のため、民間活力による施設の充実などを進めます。
- ・ごかつら池ふるさと村は、民間活力を引き続き活用し、官民連携により整備・運営を推進します。



▲のびのびパーク天啓

### ■自然環境・景観の保全・活用の方針

- ・良好な自然環境を有するため池は、町により適正管理を進めます。
- ・まとまった農地は、都市的土地利用へ移行する区域を除き、経営支援や担い手育成などの農業振興策を講じつつ、保全を図ります。
- ・「多気町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン」に基づき、設置にあたっての届出や住民説明会開催など、事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促していきます。
- ・伊勢本街道、和歌山別街道、熊野街道などの歴史資源は、熊野参詣道の世界遺産追加登録に向けた活動もあり来訪者が増加しており、引き続き地元によるガイドの取組支援や沿道整備を進めていきます。



▲ごかつら池ふるさと村



▲地元ガイドによる案内  
(多気観光協会ホームページ)

## 4 防災の主な方針

### ■地震・水害・土砂災害への対策の推進

- ・大地震時に対応した建物耐震化の推進などを行います。
- ・土砂災害警戒区域は指定箇所で開催規制などを推進します。
- ・宅地化による雨水の流出増などに対応するため、河川改修や排水施設整備などを順次進めます。
- ・緊急輸送道路について、維持保全を関係機関に要請します。

### ■自助・共助による防災活動の促進

- ・「多気町防災情報伝達アプリ」による防災に関する情報の提供や、無線の整備などを推進します。
- ・暴風雨、洪水、地震などの災害の危険箇所や各地区の避難所などを示したハザードマップを作成し、町民に周知します。
- ・地域の防災意識向上、地域の避難場所の確認・検討、共助体制の継続のため、防災訓練などの継続実施を図るとともに、自主防災組織の維持を促進します。
- ・地域防災計画に基づき、避難地・避難所などにおける自主防災活動を支える施設や資器材の充実を図ります。



▲多気町防災情報伝達アプリ



▲防災訓練(「ほっと-i たき」より)

## 5 その他の都市施設の主な方針

### ■供給施設・処理施設など

- ・「公共下水道経営戦略」や「水道事業経営戦略」などに基づき、上下水道の計画的な整備、維持管理を推進します。
- ・新たなごみ処理施設の構築に向けた取組を進めます。
- ・既存の墓地・火葬場の適切な維持管理を促進するとともに、広域利用できるように火葬場利用助成金を継続します。

### ■公共公益施設の配置方針

- ・今後減少していくと推計される児童数及び学級に対し、小学校の適正規模化を図り、適切で充実した教育環境を維持していくため、まずは相可小学校、佐奈小学校、津田小学校、外城田小学校の既存小学校4校を対象とし、新設校として統合を計画します。整備においては、民間活力の導入も視野に入れ、周辺の自然と調和した教育環境を創出します。
- ・統廃合後の小学校・保育園跡地について、公共施設としての利活用の他、官民連携により、生活サービス、地域交流、観光振興などへの活用を進めます。
- ・公民館は、生涯学習の拠点として活用の充実を図ります。
- ・町内の医療施設を維持するとともに、「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」に基づき1市3町(松阪市、多気町、明和町、大台町)の連携により、救急医療体制などの充実を進めます。
- ・多気・勢和の2つの図書館は、図書館の機能だけでなく、地域イベントや交流学习体験の場としての活用の充実を図ります。



▲多気地域統合小学校基本計画  
(令和7年3月)

※施設内容・配置は今後の設計  
検討により変更となる



(多気町ホームページ)

# 4 地域別構想

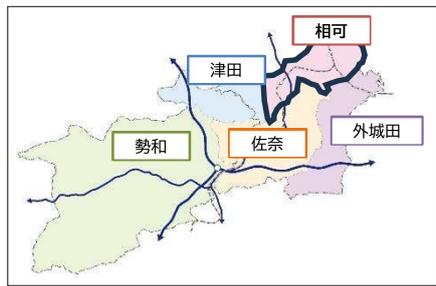
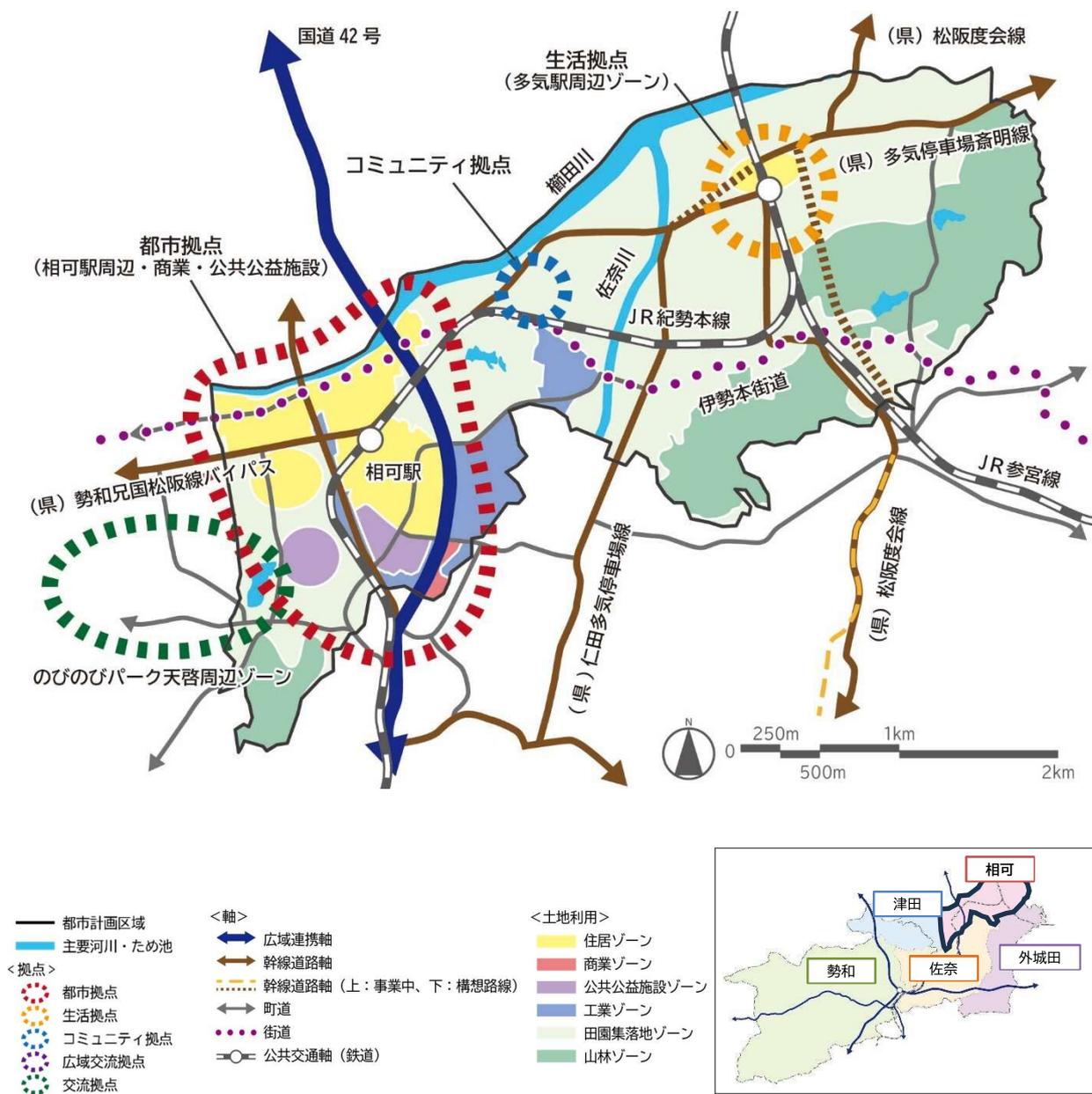
## 相可地域

＜相可地域のまちづくりのテーマ＞  
 町の中心地区としての都市機能の誘導と、利便性の高い住環境を形成するまち

＜相可地域のまちづくりの目標＞

- 多気町役場・統合小学校・相可駅周辺の都市拠点における都市機能の誘導
- 多気駅周辺の交通結節点機能の向上と、利便性の高い住宅地の形成
- 相可駅～相可高校周辺や統合小学校周辺などにおける道路拡幅などの住環境改善
- 工業系用途地域や幹線道路沿道などにおける企業誘致

＜相可地域の将来構想図＞



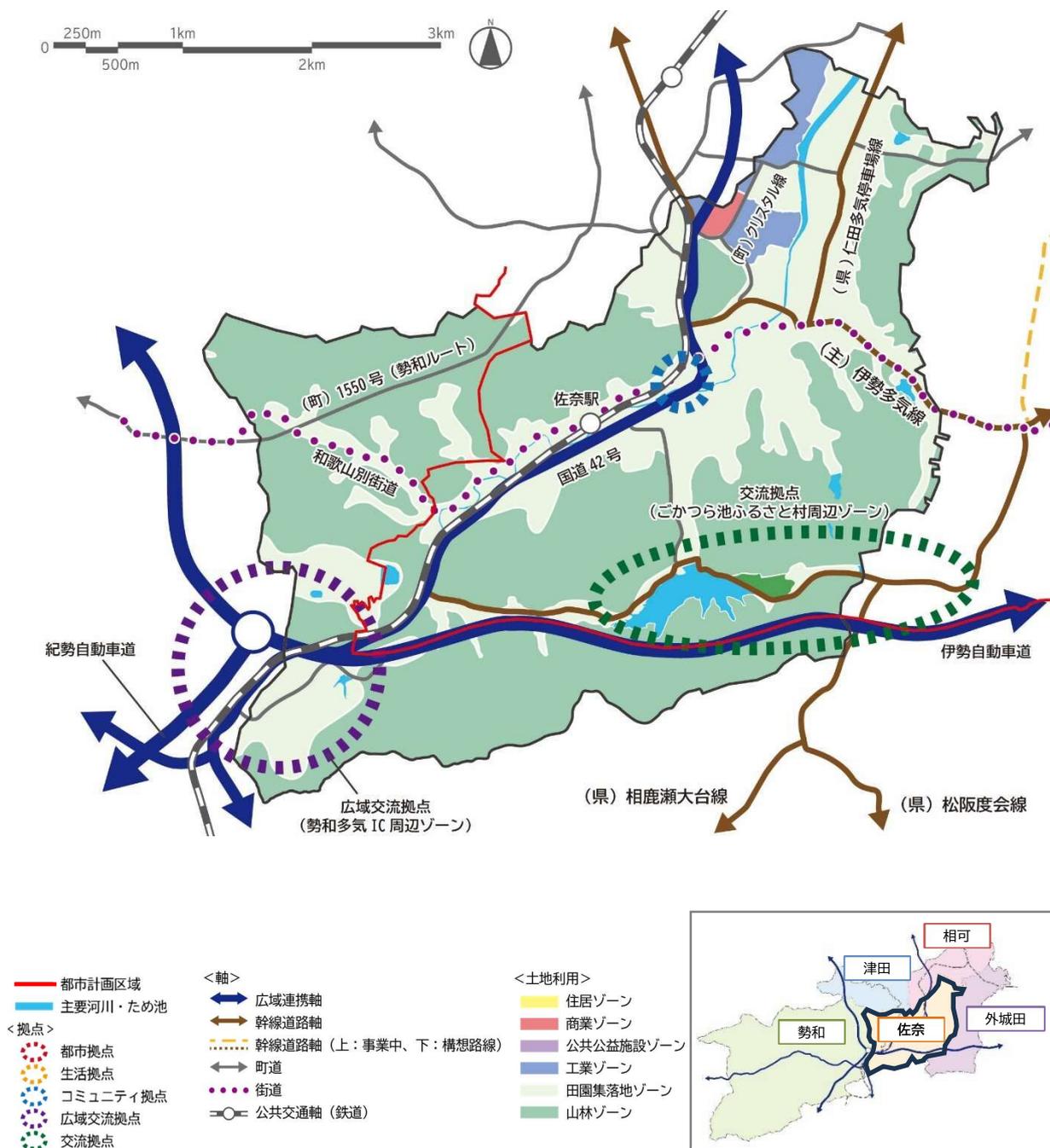
# 佐奈地域

＜佐奈地域のまちづくりのテーマ＞  
 産学官の連携による交流拠点の魅力向上と快適な生活環境をそなえたまち

＜佐奈地域のまちづくりの目標＞

- 産学官の連携による交流拠点の魅力向上
- 自然環境との調和、道路整備、地域コミュニティ維持・促進などによる、快適な生活環境の確保

＜佐奈地域の将来構想図＞



# 津田地域

＜津田地域のまちづくりのテーマ＞  
 緑豊かな山なみや櫛田川の豊かな水辺環境とともに安心して暮らせる心安らぐまち

＜津田地域のまちづくりの目標＞

- 県道勢和兄国松阪線の整備促進、地域コミュニティ維持・促進などによる、快適な生活環境の確保
- 伊勢本街道沿いなどの歴史資源の活用、PR
- 櫛田川の防災強化など、災害に強い安全安心なまち

＜津田地域の将来構想図＞



- 都市計画区域  
 ● 主要河川・ため池
- ＜拠点＞
- 都市拠点
  - 生活拠点
  - コミュニティ拠点
  - 広域交流拠点
  - 交流拠点

- ＜軸＞
- 広域連携軸
  - 幹線道路軸
  - 幹線道路軸 (上：事業中、下：構想路線)
  - 町道
  - 街道
  - 公共交通軸 (鉄道)

- ＜土地利用＞
- 住居ゾーン
  - 商業ゾーン
  - 公共公益施設ゾーン
  - 工業ゾーン
  - 田園集落地ゾーン
  - 山林ゾーン



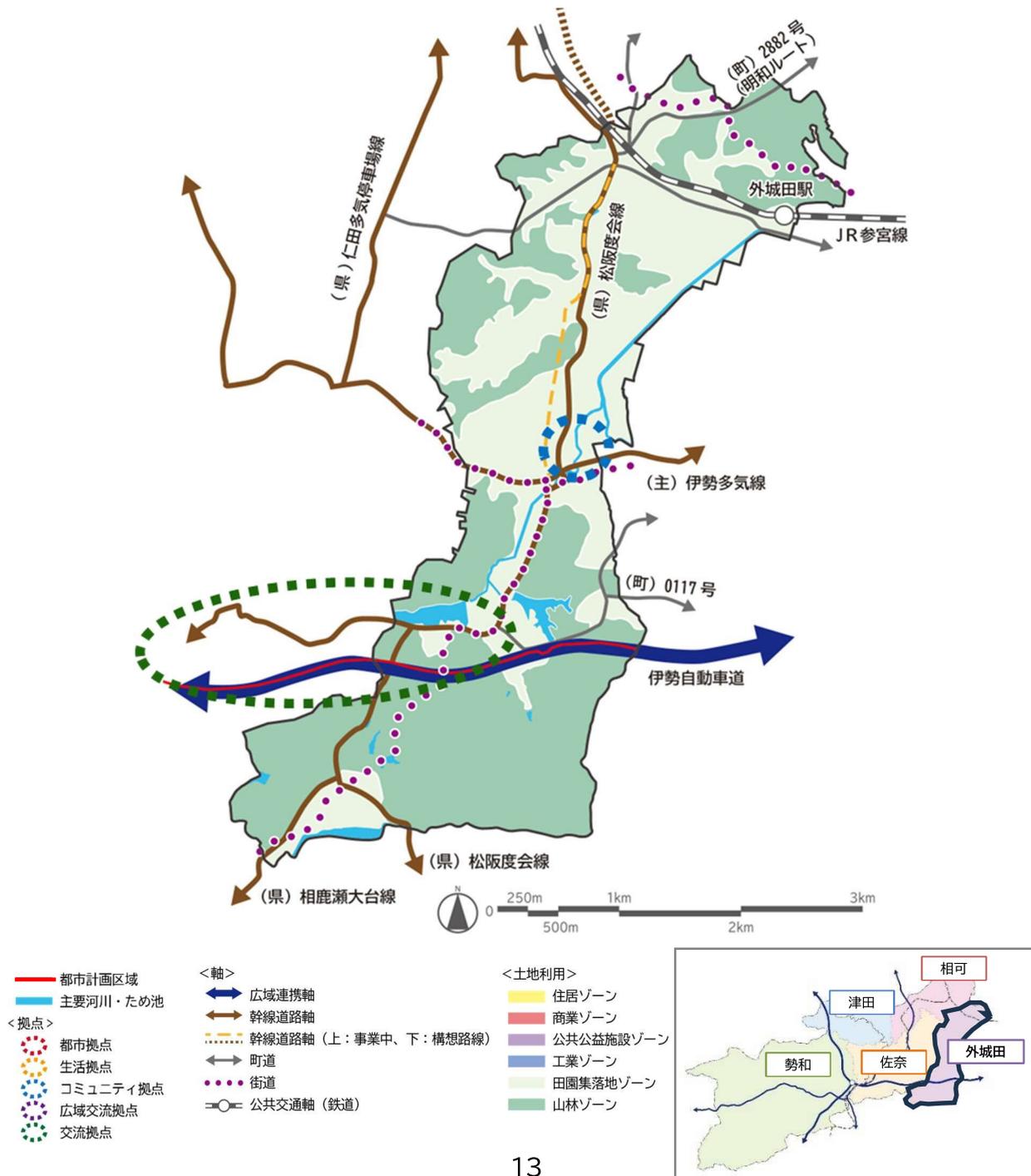
# 外城田地域

＜外城田地域のまちづくりのテーマ＞  
 道路ネットワーク強化による快適な生活環境と地域資源の活用による魅力をそなえたまち

＜外城田地域のまちづくりの目標＞

- 県道松阪度会線の整備促進、地域コミュニティ維持・促進などによる、快適な生活環境の確保
- 熊野街道、伊勢本街道などの地域資源の保全、活用、PR

＜外城田地域の将来構想図＞



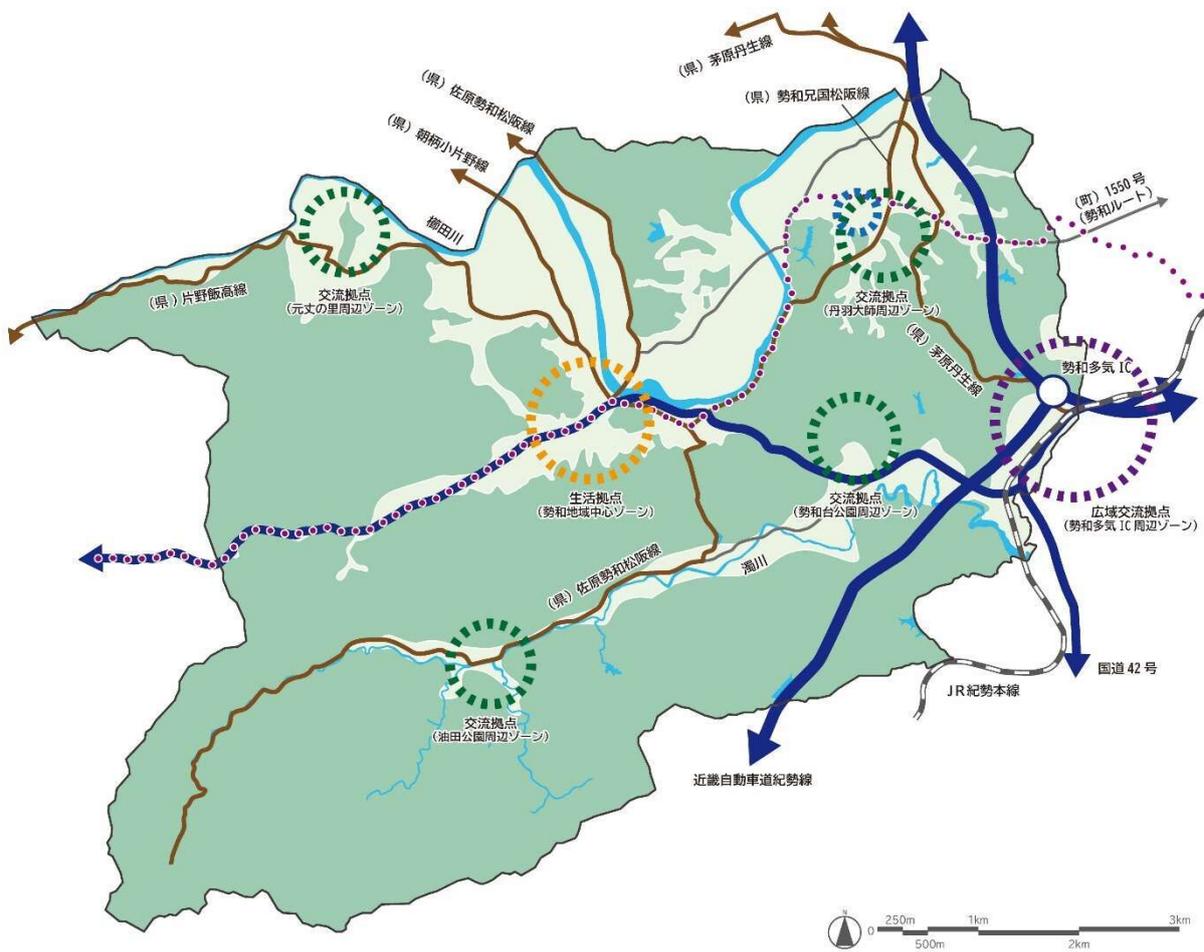
# 勢和地域

＜勢和地域のまちづくりのテーマ＞  
 歴史・文化・自然資源の活用による、地域内外の人々の交流を育むまち

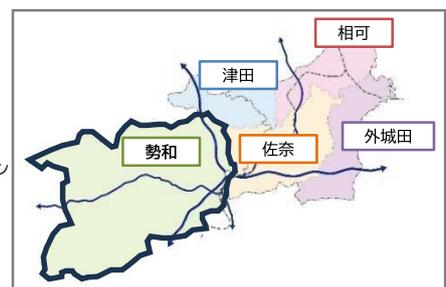
＜勢和地域のまちづくりの目標＞

- 勢和振興事務所などを中心とした生活拠点における、都市機能の維持・充実
- 地域内外を結ぶ県道整備促進、地域コミュニティ維持・促進などによる、快適な生活環境の確保
- 丹生地区や櫛田川などにおける歴史・文化・自然資源の活用

＜勢和地域の将来構想図＞



- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>— 都市計画区域</p> <p>— 主要河川・ため池</p> <p>＜拠点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市拠点</li> <li>● 生活拠点</li> <li>● コミュニティ拠点</li> <li>● 広域交流拠点</li> <li>● 交流拠点</li> </ul> | <p>＜軸＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇄ 広域連携軸</li> <li>⇄ 幹線道路軸</li> <li>⇄ 幹線道路軸 (上: 事業中、下: 構想路線)</li> <li>⇄ 町道</li> <li>● 街道</li> <li>○ 公共交通軸 (鉄道)</li> </ul> | <p>＜土地利用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住居ゾーン</li> <li>■ 商業ゾーン</li> <li>■ 公共公益施設ゾーン</li> <li>■ 工業ゾーン</li> <li>■ 田園集落地ゾーン</li> <li>■ 山林ゾーン</li> </ul> |
|--|---|---|



## 第5章 計画の実現に向けて

### 町民・事業者・行政などの役割

まちづくりの目標の実現に向けて、町民・事業者・行政の役割と取組を整理します。

主体	役割と取組
町民	・まちづくりの担い手として、お互いの交流や絆を大切に、協働に対する企画、提案の実施。
事業者	・自らの知識と経験、ネットワークを活用したまちづくりの実現。 ・企業活動における社会貢献活動の実施。
行政	・町民などへの適切な情報提供と知識の共有による、町民参画の環境づくりの推進。 ・活動団体の情報提供などによる、町民主導による協働のまちづくりの推進及び支援。 ・都市計画による土地利用、建物利用の規制・誘導。 ・財政状況を踏まえた、国などの補助制度を有効に活用した公共事業の推進。 ・公的不動産を活用したまちづくりの推進。 ・行政間での緊密な調整と適切な連携のもとでの施策の推進。

### 都市計画マスタープランの見直し

本計画の計画期間は令和8（2026）年度～令和17（2035）年度の10年間としていることから、計画策定から5年後に本町を取り巻く社会情勢の変化や上位・関連計画の改定状況、国・県のまちづくりに関する動向、本計画の取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

なお、取組の進捗状況は毎年庁内で確認し、取組の優先度検討や事業実施などの目安とします。

